

下水道財政を取り巻く課題

- H18年度に導入した「分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担」の効果検証。
- 汚水処理の普及進展（H25汚水処理人口普及率88.9%）、大量更新・人口減少時代の到来。
- 総務省から「経営戦略」の策定及び公営企業会計の適用を要請。

今後の下水道財政の方向性

現行制度の検証

決算分析によれば、現行の地方財政措置により、人口密度が低い地域を中心に資本費が抑制され、より実態に即した制度となっており、引き続き現行制度の継続が必要。

① 公害防止対策事業の見直し

〔公害防止対策事業（下水道）〕

- ・昭和46年度～
- ・元利償還金の50%を交付税措置（他地域は16～44%）
- ・主に大都市及びその周辺都市が対象

○ 普及率が高まり、下水道事業が大都市だけでなく、幅広い地域で実施される公共サービスとなっていること等を踏まえ、公害防止対策事業債の地方財政措置のあり方を検討すべき。

② 条件不利地域への対応

条件不利地域において、資本費が著しく高い場合に公費負担制度（高資本費対策）あり

〔要件〕供用開始後30年未満
使用料単価150円/m³以上 等

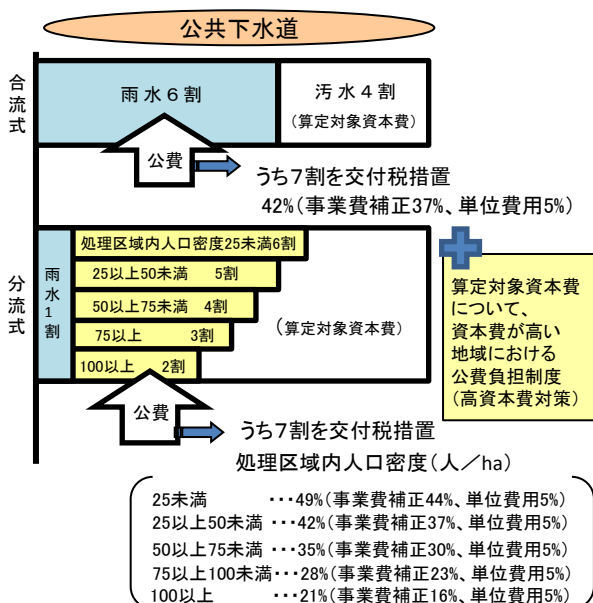
- 当該地域は、人口減少等の厳しい経営環境にあることから、「経営戦略」の策定を要件化することが適当。
- 構造的に資本費が高い地域にも下水道が普及しつつあること等を踏まえ、30年未満要件について、廃止を含め見直しを検討。

③ 老朽化への対応

- ・都市部を中心に今後、更新・老朽化対策事業の大幅な増加が見込まれる。
- ・新たな使用料収入の増が見込まれないため、今後、収支の悪化が懸念。
- ・積立金等により将来の老朽化対策に備えている団体は極めて少ない。

- 「経営戦略」に、老朽化対策として積立金や使用料のあり方を盛り込むことが考えられる。
- 資産老朽化対策のための新たな積立金の類型の検討。必要額算出方法等のガイドラインの検討。
- 施設の再構築等のための費用を使用料算定原価に含めることについての検討。

参考 現在の下水道事業に係る地方財政措置制度



①公害防止対策事業に係る地方財政措置のあり方

○ 公害防止対策事業の概要

1 根拠法

- ・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和46年法律第70号)。

2 趣旨

- ・ 公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業等(下水道設置等)に対し財政上の特別措置を講じることにより、公害の防止に関する施策の推進を図る。
- ・ 平成23年3月に10年間の延長改正。

3 適用地域

- ・ 18都府県121市区町

4 交付税措置

公害防止対策事業に充当する地方債の元利償還金に対し、50%の交付税措置

(参考)通常の下水道事業債(公共下水道)

合流式:42%(事業費補正37%)、分流式:21%~49%(同16%~44%)

〔資本費に係る地方交付税措置の状況(H25年度)〕

※ 数値は全国の集計。()内は公害防止対象地域を含む市町村の数値。

		繰入額		交付税措置額 *2		B/A	
		A		B		B/A	
公共 下 水 道	東京都	(1,536)	1,536	(893)	893	(58.1%)	58.1%
	100人/ha以上 (東京都除く)	(1,304)	1,304	(1,307)	1,307	(100.2%)	100.2%
	100~75人/ha	(1,596)	1,618	(1,404)	1,415	(88.0%)	87.5%
	75~50人/ha	(1,257)	1,938	(1,099)	1,601	(87.4%)	82.6%
	50~25人/ha	(1,039)	3,414	(784)	2,407	(75.5%)	70.5%
	25人/ha未満	(36)	630	(24)	373	(66.7%)	59.2%
特環、集排、浄化槽		(95)	2,178	(115)	1,132	(120.6%)	52.0%
合計 *1		(5,327)	12,618	(4,733)	9,128	(88.8%)	72.3%

*1 流域・特公以外の下水道を対象とし、資本費の繰入金のうち高度処理費、普及特別対策分、臨時財政特別債等分、臨時措置分及び格外債等分を除いている。

*2 単位費用措置分を除く。

○ 公害防止対策事業に係る地方財政措置の見直し

○ 公害防止対策事業債(下水道事業)に係る地方財政措置については、残事業の内容等を精査しつつ、そのあり方を検討すべき。

○ 公害防止対策事業の根拠となっている「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成23年に10年間延長されていること等を踏まえ、見直しの時期については適切に検討すべき。

〔見直しの背景〕

- ✓ 公害防止対象地域とそれ以外の地域との間で、地方財政措置の水準に大きな差が生じている。
- ✓ 公害防止対策事業を実施する地域は大都市及びその周辺地域が多く、本来、使用料で回収可能な部分が多い。
- ✓ 下水道事業は都市だけでなく、幅広い地域で実施される公共サービスとなってきている。

②高資本費対策に係る地方財政措置のあり方

○高資本費対策の現状

〔趣 旨〕 自然条件や地理的条件等によって使用料で回収すべき污水資本費が著しく高水準となることがあることから、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部を公費負担(平成27年度地方財政計画計上額:802億円)。

- 〔対象事業〕 ①供用開始後30年未満の事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)
②算定対象資本費が全国平均以上
③使用料単価が月150円/m³(月3,000円/20m³)以上

○高資本費対策に係る地方財政措置の見直し

①「経営戦略」策定要件化

○「経営戦略」の策定を要件とすることが適当。その際には、国・都道府県による実効性のある支援を行うべき。

〔見直しの背景〕

- ✓ 総務省から「経営戦略」の策定を要請中。
- ✓ 資本費の高い事業では、適切な污水处理施設の選択、処理場の統廃合や広域化等によるコストの抑制に取り組む必要性が高い。

参考 「経営戦略」の概要

- ・ 中長期(10年以上)の経営の基本計画
- ・ 「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入の均衡が必要
- ・ 下水道は、各種処理施設の整備区域の見直し、処理場の統廃合、事業の広域化・共同化等に取り組むことが必要

② 30年未満要件の見直し

○「30年未満」の要件については、他の要件を一層合理的なものとするよう検討を行いつつ、廃止を含め、見直しを検討すべき。

〔見直しの背景〕

- ✓ 構造的に資本費単価の高い地域にも下水道サービスが普及。
- ✓ 供用開始後30年を経過しても、資本費が依然高水準の事業が多い。

③ 適切な資本費の算定

○ 減価償却費を基礎とした資本費を対象とすることを検討すべき。

〔見直しの背景〕

- ✓ 総務省から下水道事業について公営企業会計の適用を要請。
- ✓ より正確な資本費の算定のためには、減価償却費を基礎とすることが適当。

③施設の老朽化に備えた対応策のあり方

○施設老朽化の現状と影響

供用開始後年数の比較的長い都市部を中心とする多くの団体において、今後、更新・老朽化対策事業が大幅に増加する見込み。



- ▶ 更新投資を行う場合には、減価償却費が大きく増加することが見込まれる。
- ▶ 更新・老朽化対策事業は、新たな使用料収入の増が見込まれない。
- ▶ 近年は企業債利子の減少により使用料対象原価が抑制されてきたが、今後は上記のような負担増を金利低下によりカバーすることは困難。

○老朽化に備えた対応策のあり方

①「経営戦略」の活用

○「経営戦略」の中で、必要に応じて、積立金や使用料算定のあり方を検討し、将来の費用の急増に備えることが考えられる。

②老朽化対策のための積立金のあり方

○更新・老朽化対策の急増に備え、必要な場合に円滑に積立てを行うことができるよう、その考え方や必要額の算出方法等のガイドラインを示すとともに、新たな積立金の類型を検討することが望ましい。

〔見直しの背景〕

- ✓ 将来の老朽化対策に対応するために、積立金を計上している例は極めて少ない
(H25年度決算(法適用事業):26事業90億円)

③使用料算定のあり方

○必要な場合に使用料対象原価に施設の再構築等のための費用を見込むことができるよう、そのあり方を更に検討し、示していくことが望ましい。

〔見直しの背景〕

- ✓ 下水道の使用料対象原価には、水道で採用されている「資産維持費」といった事業の施設の再構築等のための費用が含まれていない。
- ✓ 更新時期の集中等により費用が急増した場合、使用料水準の大幅な引き上げ等が不可避となる可能性があり、世代間公平の観点から問題。